

平成20年度 地方分権振興交付金報告書



平成22年3月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	2
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	3
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	4
III 地方分権振興交付金の創設	6
IV 平成20年度地方分権振興交付金報告書	7
1. 北海道	9
2. 京都府	15
3. 島根県	21
V 平成21年度以降の発行団体等	26
VI 参考資料	29
・地方分権振興交付金交付要綱	31

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

初年度である平成20年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえ、北海道、京都府及び島根県の3道府県が決定された。平成22年3月現在、平成22年度前半発行分までの10団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、平成20年度に発行した3道府県の報告書及び平成21年度以降の発行概要等を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣 旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年にあたり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日 程】 平成19年11月20日（火）11時

【場 所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席	
国歌吹奏	東京消防庁音楽隊
開式の辞	総務副大臣
式辞	総務大臣
地方自治功労者表彰	総務大臣
天皇陛下おことば	
祝辞	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官
決意表明	地方公共団体代表者
閉式の辞	総務副大臣
天皇皇后両陛下御退席	

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

（政府）

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰（地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人）等

（地方公共団体）

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

（関係団体）

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」とこととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる本年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われている中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、今後概ね10年間にわたって各都道府県のデザインした図柄により発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。

(参考：平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合にて検討を行う。

【平成20年度発行団体】

- ・平成20年1月16日の本会合(第2回)にて検討され、北海道、京都府及び島根県を発行団体とすることが決定。








(参考：発行テーマ)

北海道(洞爺湖サミット)、京都府(源氏物語千年紀)、島根県(石見銀山世界遺産登録)

- ・平成21年5月13日に北海道、6月24日に京都府及び島根県の図柄決定。(5ページ参照)

地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成20年度発行分)

別添

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都市府	島根県
千円				
	雪月花 せつげつか	洞爺湖とタンチョウ ほつねうみとたんちょう	国宝「源氏物語絵巻」宿木 三(部分) くわんこ げんじものがたりえまき やどりぎ	御取納丁銀と牡丹 ごとりおさめちようぎん ぼたん
	発行枚数 10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
	發送時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ ふるぜんのイメージ	洞爺湖と北海道庁旧本庁舎 ほつねうみとほくかいどうちやうきゆうほんちやうしゃ	国宝「源氏物語絵巻」宿木 二(部分) くわんこ げんじものがたりえまき やどりぎ	銅鐸とその文様・絵画 どうたたくとそのぶんさまえいば
	発行枚数 197万枚	210万枚	205万枚	197万枚
	引換時期	平成20年12月10日(水)(3道府県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度 105百万円
(平成21年度 140百万円)

(参考：発行団体数)

平成20年度 3団体（北海道 京都府 島根県）
平成21年度 4団体（長野県 新潟県 茨城県 奈良県）
平成22年度 6団体（福井県・岐阜県・高知県ほか3団体を予定）

IV 平成20年度 地方分権振興交付金 報告書

- 1. 北 海 道**
- 2. 京 都 府**
- 3. 島 根 県**

1. 北海道

記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

北海道における記念貨幣は、北海道洞爺湖サミットの開催に合わせて発行されることから、北海道洞爺湖サミット道民会議などの意見を伺いながら、サミットの会場となる洞爺湖の景色や北海道を代表する動植物、建物などをデザイン・コンセプトとして国に提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、洞爺湖の風景を基本に貨幣図案が決定。

○タンチョウ

昭和39年に北海道の鳥に指定。北海道を代表する鳥として広く親しまれ、現在は天然記念物として保護。主な生息地である釧路湿原は、ラムサール条約の登録湿地の指定を受けて保全が図られている。

○北海道庁赤れんが庁舎

かつて北海道庁の本庁舎として建築された煉瓦造りの西洋館(国の重要文化財)で、平成20年が建設120周年。「旧道庁」や「道庁赤れんが庁舎」、「赤れんが」などと呼ばれ、親しまれている。

関連する行事の開催等概要

○北海道・洞爺湖サミット

2008年7月7日から9日まで開催された北海道洞爺湖サミットは、22か国の首脳と7つの国際機関の代表が参加する過去最大規模のものとなった。

北海道では、北海道洞爺湖サミットの成功を期し、官民一体で「北海道洞爺湖サミット道民会議」を設立し、「開催支援」「北海道発信」「おもてなし」「未来」の4つをキーワードに、官民が協働し、様々な取組を進めた。



提供：朝日新聞社

【サミットの日程】

7月7日(月)	7月8日(火)	7月9日(水)
12:30 拡大会合ワーキングランチ(a)	10:00 G8ワーキングセッション 12:00 首脳記念植樹・記念撮影	08:30 拡大会合ワーキングセッション(b) 10:00 主要経済国会合(c) 12:05 写真撮影(c) 12:30 拡大会合ワーキングランチ(c)
14:05 写真撮影(a)	13:00 G8ワーキングランチ	15:30 議長国記者会見
14:30 拡大会合ワーキングセッション(a)	15:00 G8ワーキングセッション	
19:00 G8社交行事(七夕行事)(J8による提言書提出)(YOSAKOIソーラン)	19:00 G8ワーキングディナー	
19:40 G8社交ディナー		

※G8：日本、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、ロシア連邦、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、アメリカ合衆国、欧州連合

※(a)：G8、アルジェリア、エチオピア、ガーナ、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、タンザニアの各国首脳、アフリカ連合(AU)委員長、国際連合事務総長、世界銀行総裁

(b)：G8、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカの各国首脳

(c)：G8、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、南アフリカの各国首脳、国際連合事務総長、世界銀行総裁、国際通貨基金(IMF)専務理事、経済協力開発機構(OECD)事務総長、国際エネルギー機関(IEA)事務局長

【会合の成果】

3日間にわたり、「世界経済」「環境・気候変動」「開発・アフリカ」「政治問題」をテーマに議論が行われ、地球温暖化や原油・食料価格の高騰など地球規模の課題を世界全体で共有し、結束して危機を克服するとの決意が示されました。中でも、「環境・気候変動」については、「G8として、2050年までに温室効果ガスの排出を少なくとも50%削減するという目標を、世界全体の目標として採択することを求める」との認識で一致し、G8以外の主要経済国に協力を呼びかけていくこととされた。

「開発・アフリカ」については、極度の貧困を半減するなどの「ミレニアム開発目標」の達成に向けた決意が表明されたほか、特に保健分野では、各国の行動原則を盛り込んだ「洞爺湖行動指針」も打ち出された。

交付金事業概要

○北海道洞爺湖サミットを契機とした環境意識啓発・魅力発信

1 概要(実績)

主 な 内 容
1 環境行動促進キャンペーンの実施 北海道洞爺湖サミット開催を契機に高まっている環境配慮の意識や取組について、サミット後も継続させていくため、環境行動促進キャンペーンを展開し、道民の環境行動の促進・定着を図った。
2 「北海道洞爺湖サミット環境総合展」における北海道ブースの出展 地球環境というグローバルな課題を最先端で考え実践している民間企業等の取組を、北海道から世界に発信する「北海道洞爺湖サミット・環境総合展」に道として出展参加し、道の環境等に対する種々の取組を、道民をはじめ広く来場者へ発信し、環境行動への意識啓発を図った。
3 「リレーでつなぐ北の大地森林フォーラム」の開催 全国の4分の1を占める「北海道の森林」を健全に守り育て、次代に引き継いでいくために「北海道洞爺湖サミット」を契機に高まっている道民の機運を捉え、「植える→育てる→使う」という森林づくりの循環への道民理解を促し、道民の協働による森林づくりなどを喚起するフォーラムを開催した。
4 「ガイアナイト」の実施 地球環境問題を主要なテーマとした北海道洞爺湖サミット開催に際し、道民一人一人が電気を消して、ローソクの灯の中で環境問題などについて考える「ガイアナイト」を実施し、道民の環境意識の醸成を図った。
5 アウトリーチ国・国際機関に対する北海道情報の発信 北海道洞爺湖サミット期間中に、拡大会合に出席するアウトリーチ国の首脳や国際機関の長の方々への歓迎の意を表するとともに、北海道の豊かな自然や食、文化等を海外へPRする歓迎レセプションを開催した。
6 「北海道洞爺湖サミット展」の開催 広く道民に対し、北海道洞爺湖サミットの全容や意義を周知し、サミットで発信した地域が持つ魅力を再認識する機会を設け、地域活性化に向けた自律的な取組を広く喚起するため、全道各地域において、「北海道洞爺湖サミット展」を開催した。

2 事業実施期間

平成20年5月26日～平成21年3月31日

3 交付金額

35,000千円

交付金事業等の効果

【交付金事業等の実施】

環境行動促進キャンペーン

リレーでつなぐ北の大地
森林フォーラム

アウトリーチ国・国際機関に対する
北海道情報の発信

北海道洞爺湖サミット環境総合展
北海道ブース

ガイアナイト

北海道洞爺湖サミット展

北海道の知名度・
ブランド力向上

環境意識の向上

地域資源の
再認識

協働の取組の
進展

サミットの成果を継続させ北海
道全体の活性化に結びつける
気運の醸成

サミットの成果を活用した場
合の効果:283億6300万
(北海道経済連合会試算)

ポスト・サミットの取組に継承

【ポスト・サミットの取組】

- オール北海道による協働体制の構築(ポスト・サミット道民会議の設置)
- 「国際化」「経済」「環境」を重点分野とした集中的な取組
- サミットの成果を活用した効果的事業展開

国際化

経済

環境

交付金事業等の成果活用

- 北海道洞爺湖サミット展の開催による国際会議開催気運の醸成
- アウトリーチ国等に対する北海道情報の発信による知名度向上など

- アウトリーチ国等に対する北海道情報の発信による知名度向上
- 環境総合展の開催等による環境技術への注目、環境意識の向上など

- 環境行動キャンペーン、ガイアナイトなどの実施による環境意識の向上
- 環境総合展の開催等による環境技術への注目など

■ オール北海道による国際会議誘致の取組

- ・G8水と衛生に関する専門家会合(08.12)
- ・太平洋・島サミット(09.05)
- ・日豪観光交流促進協議(09.06)
- ・日ASEAN次官級交通政策会合(09.06)
- ・APEC貿易担当大臣会合(10.06)

■ サミット1周年記念食材展開催

- プレミアム食材フェアの開催
- 北のまるしへの継続実施
- ハンドメイドエコカーコンテストの開催など

■ 環境行動キャンペーンの継続実施

- 環境総合展の継続実施
- ガイアナイトの継続実施
- サミット記念の森づくり
- ハンドメイドエコカーコンテストの開催など

2. 京 都 府

古典に抱かれて



11月1日 古典の日

古典に抱かれて



11月1日 古典の日

記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



◆源氏物語千年紀を象徴するものとして、国宝「源氏物語絵巻」宿木を採用

【図柄コンセプト】

京都府における記念貨幣は、「源氏物語」が記録の上で確認されたときから千年の節目に当たる平成20年に源氏物語千年紀事業を推進することから、「源氏物語千年紀委員会」を中心に、千年紀事業に関わっていただいているいろいろな専門家等のご意見を伺いながら、源氏物語千年紀を象徴するものとして、国宝「源氏物語絵巻」の中から国に提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、国宝「源氏物語絵巻」宿木を基本に貨幣図案が決定。

- 源氏物語絵巻「宿木三」 <千円銀貨幣>
秋の夕暮れ、久しぶりに中君のもとを訪れた匂宮が、中君の心をなぐさめようと琵琶を弾く場面
- 源氏物語絵巻「宿木二」 <五百円貨幣>
匂宮と六君との婚姻三日目の朝、匂宮が初めて陽の光の中で見ると六君の美しさに心惹かれる場面。

関連する行事の開催等概要

1. 源氏物語千年紀委員会

2007年1月30日 源氏物語千年紀委員会発足

京都府・京都市・宇治市・京都商工会議所等と源氏物語にゆかりのある著名人等が、「源氏物語千年紀委員会」を発足

その後、財団法人京都文化交流コンベンションビューローの寄附行為に基づく委員会とし、事業実施母体として組織化、同年4月に事務局を設置

日仏交流150周年、京都パリ友情盟約締結50周年を記念し、シラク大統領(当時)のメッセージの発信やフランスでの源氏物語出版が企画

2007年度のプレ事業及び2008年度の記念事業の企画・実施がスタート

2. 源氏物語千年紀事業

2008年度の事業構成

源氏物語の存在が確認された千年を記念する事業、当時の文化を再評価し、文化を継承し、次世代を育成する事業、新たな文化を創造する事業、地域・社会・経済の活性化を目指す事業に分類し事業を実施

①源氏物語千年紀記念事業

源氏物語千年紀記念式典、源氏物語国際フォーラム、女性フォーラムといった主たる事業の他、国内外への発信を目的にWeb上の展開、日本全国への周知のため新聞各社や交通機関関連会社とも提携した広報を展開し、事業の有意性を後世に伝えるため記録集を発行

②平安王朝文化等の再評価、文化の継承、次世代育成

物語の舞台となった時代背景や当時の生活文化を再評価し、日本古来の文化を継承しながら次世代を育成する事業として、京都三大祭のひとつ葵祭を題材とした「源氏物語車争図屏風」を楳日本写真印刷の持つ世界最高水準の複製技術を用い、原寸の約5倍のレプリカを作成し葵祭等で展示、また、当時の夜を京都御苑と協働して再現し、府民に開放等

③文化の創造・文化力向上

当時の物語を現代の感性でとらえ作詞・作曲した詩編交響曲「源氏物語」の北山コンサートホールでの演奏会・NHKでの放送やアメリカサンフランシスコでの雅楽公演等

④地域・社会・経済の活性化

地元経済界と協働し、京都市中京区三条高倉に公式ギャラリー「源氏」を開設し、ロゴ・キャラクターを使用した商品販売、京都駅前メルパルク1階での「源氏物語情報館」を開設、またNHK番組「おい！ニッポン私の好きな京都府」への出演、JR大阪環状線でのラッピング電車の展開等

3. 源氏物語千年紀事業の効果

源氏物語に関する事業件数(後援事業等含む)は、3,777件、それらの事業への一般参加者の延べ人数は、1,030万人、使用されたロゴ・キャラクター件数は、15,000万枚、新聞等での関連記事の掲載件数は、2,380本、Webサイトへのアクセス数は、760万件、この間に発売された源氏関連書籍数は、250点にのぼり、その経済効果推計は、約1,087億円となった。

交付金事業概要

1 概要

主 な 内 容	
1	源氏物語千年紀を記念した展覧会の開催 平成20年(2008年)に日本が世界に誇る王朝文学である「源氏物語」が世に出て千年の節目を迎えるのを記念して、京都府京都文化博物館において、「源氏物語千年紀展」及び「雅の継承」展－源氏物語絵巻に挑む－田中親美・川面義雄－を開催した。
2	源氏物語を契機に制作した逸品を記念展示 「源氏物語千年紀」を契機に、京都の人間国宝や伝統産業の名工たちが制作した染織・工芸の逸品を展示する源氏物語千年紀「匠の美と技」展－京を彩る雅の世界－を京都文化博物館において開催した。
3	源氏物語をテーマとした美術コンクール展の実施 新進作家の育成や美術工芸の振興を図るため、京都ならではのテーマを設定した公募・招待による美術コンクール展覧会を実施。 平成20年は日本が世界に誇る王朝文学である「源氏物語」が世に出て千年の節目に当たることから、テーマを「源氏物語」として実施し、千年紀の取組を盛り上げた。

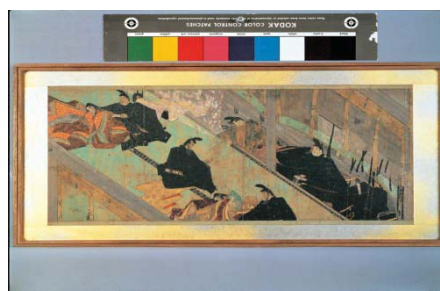
2 事業実施期間

平成20年4月26日～平成21年3月30日

3 交付金額

35,000千円

源氏物語千年紀展展示作品
「紫式部日記絵巻」(国宝)



交付金事業等の効果

【源氏物語千年紀事業の実施】

源氏物語千年紀記念事業

平安王朝文化等の再評価、文化継承、次世代育成

文化の創造・文化力向上

地域・社会・経済の活性化

記念貨幣
発行事業

成 果

地域の活性化

文化発信

次世代育成

古典の再評価

2008
効果

継続的な
成果の推
進

数字から見た源氏物語千年紀事業

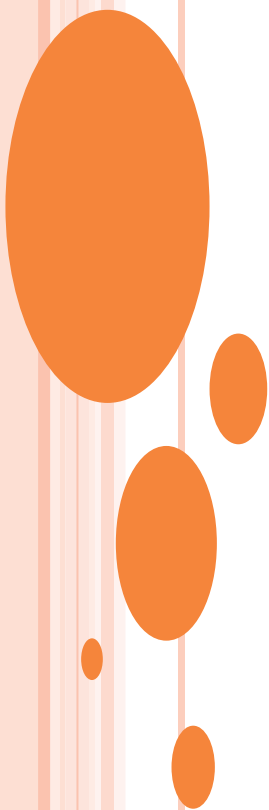
- ◆事業件数 3,777件
- ◆参加者数 1,030万人
- ◆ロゴ等使用件数 15,000万枚
- ◆関連記事掲載数(新聞) 2,380本
- ◆Webサイト数 760万件
(キーワード「源氏物語千年紀」とした時の検索数)
- ◆出版書籍数 250点
- ◆経済効果推計 1,087億円

古典の日推進事業

(ポスト源氏物語千年紀事業)

- 「古典の日」宣言を発展的に継承、次世代育成、地域の活性化
- 平成21年度から3ヶ年、古典の日推進委員会を核として、京都・関西はもとより、日本全国の多くの団体等の幅広い賛同・参画を得て、多彩な取組を実施展開し、平成23年の国民文化祭・京都2011へ繋げる

3. 島根県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇ 地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇ 記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄のコンセプト】

県内の有識者で構成する検討会を設置し、図柄のコンセプト案を検討。平成20年度に県が選定された理由が「平成19年の石見銀山遺跡の世界遺産登録」であったことを考慮し、千円銀貨幣は石見銀山を象徴する「御取納丁銀」と県の花である「牡丹」を、五百円貨幣は県の代表的な文化財である「銅鐸」を、それぞれコンセプト案として決定し、国へ提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な図柄が決定。

◎ 御取納丁銀 (おとりおさめちょうぎん)

永禄3(1560)年の正親町(おおぎまち)天皇の即位式の費用として、毛利元就が「御取納」として献上したもの。石見銀山で産出された銀を使って作られた。

◎ 牡丹 (ぼたん)

島根県を代表する花であり、昭和28年に県の花に選ばれた。特に、中海に浮かぶ大根島(松江市八束町)の牡丹は全国的にも有名。

◎ 加茂岩倉銅鐸 (かもいわくらどうたく)

雲南市にある加茂岩倉遺跡から出土した39口の銅鐸で、平成20年7月10日に国宝に指定された。

関連する行事の開催等概要

平成20年度には、石見銀山遺跡の世界遺産登録1周年を記念して、下記の行事を開催した。

1 世界遺産登録1周年記念事業「世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観」

石見銀山の世界遺産としての価値や遺跡の全容について、また、広く文化財についての理解を深めていただくことを目的に、全国4会場でシンポジウムや講演会などを開催した。

(1) 主催 島根県、島根県教育委員会、大田市、大田市教育委員会、東京都江戸東京博物館
兵庫県立考古博物館、千葉県立中央博物館、沖縄県立博物館・美術館

(2) 各会場の概要

- ① 東京会場Part1 平成20年7月19日(土) 参加者 約400名
◎ シンポジウム「世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観について」
- ② 東京会場Part2 平成20年8月2日(土) 参加者 約110名
◎ 講演会「石見銀山遺跡の調査から一姿を現した鉱山町一」
- ③ 兵庫会場 平成20年10月4日(土) 参加者 約120名
◎ 座談会「鉱山の技と町並みー石見と生野の銀山」
- ④ 千葉会場 平成20年11月23日(日) 参加者 約100名
◎ 講演会「世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観について」
- ⑤ 沖縄会場 平成21年1月17日(土) 参加者 約100名
◎ 講演会、対談「銀が繋ぐ二つの世界遺産ー琉球と石見ー」

2 石州銀展

石見銀山で産出された銀(石州銀)で作られたとされる貨幣「古丁銀」などを公開。

世界遺産登録に向けて調査研究を進めていく上で島根県が収集したものや、個人の収集家から島根県が寄託を受けることになった古丁銀を展示した。

併せて、重さ約30kgの銀のインゴット(銀塊)なども展示し、期間中には学芸員による展示解説、キーホルダー作りや銀塊に触るといったワークショップなども開催した。

- (1) 主催 島根県教育委員会、島根県立古代出雲歴史博物館
- (2) 期間 平成20年5月31日(土)～7月6日(日) 入場者 約17,000名
- (3) 会場 島根県立古代出雲歴史博物館



世界遺産登録1周年記念事業のシンポジウム(東京会場)



石州銀展の展示室

交付金事業概要

『世界遺産・石見銀山遺跡における「環境に配慮した来訪者受入対策」の推進』

1 経緯

平成19年7月に石見銀山遺跡が世界遺産登録

⇒ 来訪者の急増（H18＝40万人 → H19＝71万人）

⇒ 路線バス（龍源寺間歩行き等）の増便による対応

[19年4月～] 平日：21→64、休日：19→108

- ⇒ ① 狭隘な道路をバスが頻繁に通行するため、歩行者の安全確保が問題に
② 排気ガス・騒音・振動等による住民の生活環境の悪化、遺跡保全への悪影響を招く結果に

大田市と島根県が地元住民の意見も踏まえて対策を検討

⇒ ① 遺跡地内で「歩く観光」を推進（徒歩や自転車での周遊）

◎ 龍源寺間歩行きの廃止を含む路線バスの減便

[20年10月～] 平日：64→50、休日：108→88

◎ パーク＆ライドの周知徹底

（遺跡地外の世界遺産センター駐車場に駐車して、遺跡方面に向かう路線バスに乗り換える）

② 一方で、来訪者の利便性を高めるため、環境に配慮した受入対策を実施



「環境に配慮した来訪者受入対策」を実施する大田市を支援するため、「石見銀山地域振興補助金」を交付

2 「環境に配慮した来訪者受入対策」の内容

(1) 優良ハイブリッドバス導入支援

- ① 石見交通(株)の優良ハイブリッドバス導入に対する、国土交通省との協調補助
② 同バスの改造（環境対応活動PR用のラッピング塗装、映像装置の設置）

(2) 休憩所等整備

- ① 仙ノ山眺望点に、展望台兼休憩所を1棟建設
② 「大森の町並み～龍源寺間歩」の遊歩道沿いに、休憩所を3棟建設
③ 上記遊歩道沿いに、休憩用ベンチを25台設置

(3) 電動アシスト自転車及び車椅子導入

- ① 電動アシスト自転車を11台購入
② 電動車椅子を3台購入
⇒ 21年度から来訪者への貸出を開始

3 事業実施期間

平成20年12月8日～平成21年3月31日

4 交付金額

35,000千円



大森の町並みに押し寄せる来訪者



龍源寺間歩行きの狭隘な道路を走っていたバス



石見銀山の風景画をラッピングしたハイブリッドバス



銀山公園入口の休憩所

交付金事業等の効果

◇ 具体的(直接的)な効果

1 優良ハイブリッドバスの導入

- ⇒ 車両から発生する二酸化炭素や大気汚染物質が低減
- ⇒ 自然環境や住民の生活環境への負荷を軽減
- ⇒ 車体のラッピング及びPR映像の上映により、大田市及び石見銀山では環境に配慮した取り組みを進めていることを広くアピール

2 休憩所等の整備

- ⇒ 来訪者が遺跡地内を一層快適に歩ける
- ⇒ 「歩く観光」の浸透

3 電動アシスト自転車及び電動車椅子の導入

- ⇒ 来訪者が短時間で広範囲を移動できる
- ⇒ 遺跡の価値に対する理解が一層深まる

◇ 「地方分権及び地域活性化の一層の振興」(交付金の目的～要綱第2条)に関する効果

1 一般的には観光地とみなされ、利便性が求められがちな世界遺産において、自然環境や地元住民の生活環境を重視するという姿勢は大きなメッセージとなる。

2 今回、「環境に配慮した来訪者受入体制」を構築したことにより、世界遺産地域における先進的な取り組みとして石見銀山に対する関心が高まり、地域活性化の一層の振興に繋がる。

V 平成21年度以降の発行団体等

平成21年度から平成22年度前半の発行団体等については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する小会合」（以下、小会合という。）により検討され、以下のとおり同省により決定された。

【平成21年度前半分】

- ・平成20年6月6日～6月18日の小会合（第1回）にて検討。
- ・平成20年6月24日、平成21年度前半分は、新潟県及び長野県を発行することが決定。
（参考：発行テーマ）
新潟県（特別天然記念物「トキ」放鳥）
長野県（日本アルプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化）
- ・平成20年12月5日、図柄等決定（27ページ参照）

【平成21年度後半分】

- ・平成20年9月3日の小会合（第2回）にて検討。
- ・平成20年9月19日、平成21年度後半分は、茨城県及び奈良県を発行することが決定。
（参考：発行テーマ）
茨城県（科学技術創造立県）
奈良県（平城遷都1300年祭）
- ・平成21年6月5日、図柄等決定（27ページ参照）

【平成22年度前半分】

- ・平成21年2月4日の小会合（第3回）にて検討。
- ・平成21年2月26日、平成22年度前半分は、福井県、岐阜県及び高知県を発行することが決定。
（参考：発行テーマ）
福井県（アジアの恐竜研究拠点）
岐阜県（長良川の鶺鴒）
高知県（坂本龍馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土）
- ・平成21年12月8日、図柄等決定（28ページ参照）

地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

別添

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
	上高地 10万枚 平成21年5月	トキと佐渡島 10万枚 平成21年7月	エッチャー H-IIロケットと筑波山 10万枚 平成21年10月	大極殿正殿と桜と蹴鞠 10万枚 平成21年12月
五百円				
	善光寺と牛 183万枚 平成21年7月15日(水)(2県同時)	トキと棚田 184万枚 平成21年7月	かいらくせん 偕楽園と梅 187万枚 平成22年1月20日(水)(2県同時)	げんどうしせん 遣唐使船 180万枚 平成21年12月
[発行枚数] [発送予定時期]				

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

別添

地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千 円			
	坂本龍馬と桂浜 かつらばま 10万枚	長良川の鶴飼 うかい 10万枚	恐竜と東尋坊 どうしんぼう 10万枚
五百 円			
	坂本龍馬	白川郷とれんげ草	恐竜
[発行枚数]	-	-	-
[発送予定時期]	平成22年5月頃	平成22年6月頃	平成22年8月頃
[発行枚数]	-	-	-
[引換予定時期]	平成22年7月頃予定(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

VI 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業

(2) その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別該様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければ

ばならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合

- ・ 事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した

後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、そ

- の効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
 - 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない(総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(総務大臣の監督)

- 第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

別記様式 (略)